



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月31日
号外(4)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 企業庁規程

※滋賀県公営企業会計規程の一部改正..... 1

企業庁規程

滋賀県企業庁規程第2号

滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

別表第1資産勘定の表水道用水供給事業固定資産または工業用水道事業固定資産の款無形固定資産の項に次のように加える。

	ソフトウェア		
	その他無形固定資産		上記以外の無形固定資産

別表第2第1項の表中「1,400円」を「1,700円」に、

30円
43円

を

35円
50円

に、「64円」を「76円」に、「86円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「300

円」を「350円」に、「430円」を「500円」に、「860円」を「1,000円」に、

4円
14円

を

5円

17円

に、「1,100円」を「1,300円」に、「710円」を「840円」に改める。

付則

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

